

一般事業主行動計画（次世代法）

川口市社会福祉協議会では、全ての職員が、家庭と仕事を両立しながら能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、地域社会と共存できる企業活動を進めるために、次のような計画を策定しました。

1. 期 間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とする。

2. 内 容

●目標1 所定外労働時間を削減のための措置。

対策：①毎週水曜日をノー残業デーとする。

②各課において職員の時間外労働数を把握し、時間外労働の多い職員につい

て、所属長に対して業務の改善・見直し等を求め、長時間にわたる時間外労働

の抑制を図る。

●目標2 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。

対策：①年次有給休暇を調査し、周知する。

②年間少なくとも12日以上取得するよう、各課において休暇取得計画表

の作成を奨励する。

●目標3 男性職員においても、育児休暇を取得しやすい環境づくりの推進を図る。

対策：①育児休業規程を周知する。

②制度利用するうえでの相談できる窓口を設ける。